

平成28年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成28年3月1日（火曜日）

○議事日程（第1号）

平成28年3月1日（火）午前10時開会

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 1号 | 尾鷲市行政不服審査会条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 2号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | 尾鷲市子どものいじめの防止等に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 尾鷲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 6号 | 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 7号 | 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 8号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 9号 | 尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第10号 | 尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第11号 | 尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第12号 | 尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第13号 | 尾鷲市斎場条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第14号 | 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第15号 | 平成28年度尾鷲市一般会計予算の議決について |

- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 平成 2 8 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算
の議決について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 平成 2 8 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予
算の議決について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 平成 2 8 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の
議決について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 平成 2 8 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決につい
て
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 平成 2 8 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決につい
て
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 平成 2 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）の
議決について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 平成 2 7 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 平成 2 7 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3
号）の議決について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 4
号）の議決について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 尾鷲市過疎地域自立促進計画について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定につい
て
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定につい
て
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定
について
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指
定について
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管
理者の指定について
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 紀北広域連合規約の変更に関する協議について

- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議について
(提案説明、審議留保)
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 公平委員会委員の選任について
- 日程第 3 7 議案第 3 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 8 議案第 3 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 9 議案第 3 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 0 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 1 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 2 報告第 1 号 専決処分事項の承認について (尾鷲市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
(報告、質疑、討論、採決)

○出席議員 (13名)

| | |
|-----------------|------------------|
| 1 番 真 井 紀 夫 議員 | 2 番 内 山 鉄 芳 議員 |
| 3 番 中 平 隆 夫 議員 | 4 番 田 中 勲 議員 |
| 5 番 小 川 公 明 議員 | 6 番 濱 中 佳 芳 子 議員 |
| 7 番 三 鬼 和 昭 議員 | 8 番 南 靖 久 議員 |
| 9 番 榎 本 隆 吉 議員 | 10 番 高 村 泰 徳 議員 |
| 11 番 奥 田 尚 佳 議員 | 12 番 三 鬼 孝 之 議員 |
| 13 番 村 田 幸 隆 議員 | |

○欠席議員 (0名)

○説明のため出席した者

| | |
|------------|-----------|
| 市 長 | 岩 田 昭 人 君 |
| 副 市 長 | 林 幸 喜 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 川 口 清 君 |

市長公室長
 総務課長
 財政課長
 防災危機管理室長
 税務課長
 市民サービス課長
 福祉保健課長
 環境課長
 水産商工食のまち課長
 木のまち推進課長
 建設課長
 水道部長
 尾鷲総合病院事務長
 尾鷲総合病院総務課長兼医事課長
 教育委員長
 教育長
 教育委員会教育総務課長
 教育委員会生涯学習課長
 教育委員会学校教育担当調整監
 監査委員
 監査委員事務局長

北村琢磨君
 下村新吾君
 宇利崇君
 大和勝浩君
 大川勝之君
 濱田一志君
 三鬼望君
 仲浩紀君
 野地敬史君
 内山真杉君
 更谷哲也君
 尾上廣宣君
 内山洋輔君
 竹平專作君
 森下龍美君
 二村直司君
 佐野憲司君
 芝山有朋君
 山本樹君
 千種伯行君
 深瀬由佳子君

○議会事務局職員出席者

事務局長
 事務局次長兼議事・調査係長
 議事・調査係書記

内山雅善
 岩本功
 松永佳久

〔開会 午前10時00分〕

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより平成28年第1回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） おはようございます。

議員の皆様方には、平成28年第1回定例会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

まず、開会に先立ちまして、このたびの提出議案である平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決についての中のエリアワンセグ端末の配備に係るアンテナ設置工事請負費におきまして、エリアワンセグ受信端末配備事業の年度内完成を焦る余り、予算執行に関する認識の甘さから予算執行に関し重大な過ちを犯したものであり、深く反省するとともに、市民の皆様を初め議員の皆様にも深くおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

本定例会は、新年度に向けての大変重要な定例会でございます。本定例会には37議案と諮問2件、報告1件を提出させていただきました。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（村田幸隆議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、4番、田中勲議員、5番、小川公明議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から3月25日までの

25日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月25日までの25日間と決定をいたしました。

次に、日程第3、議案第1号「尾鷲市行政不服審査会条例の制定について」から日程第35、議案第33号「東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議について」までの計33議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました33議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) 平成28年第1回定例会の開会に当たり、平成28年度当初予算並びにその他の諸議案についての御説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様への御理解を賜りますとともに、今後の市政運営に対しまして格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、本市では、平成24年度を始期とする第6次尾鷲市総合計画を策定し、まちづくりを進めており、新年度は5年目に当たるとともに前期基本計画の最終年度となっております。

本計画策定から4年近くが経過し、先月発表された平成27年国勢調査の本市人口速報集計結果が1万8,015人であったなど、この間も少子高齢化の進行と人口減少、さらに長引く景気低迷の影響などによって地方財政が逼迫するなど、地方自治体を取り巻く環境はより一層厳しいものとなっております。

このような中、昨年10月に尾鷲市人口ビジョン及び尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略を議員の皆様、地方創生会議の皆様へ御意見をいただき、策定したところであります。

国におきましても、昨年12月にまち・ひと・しごと創生総合戦略を改定し、地方創生の動きを加速していくこととされており、また、さきの第190回国会における安倍総理の施政方針演説においても、地方創生への挑戦、一億総活躍への挑戦等について述べられております。

後期基本計画につきましては、「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」を将来都市像とするまちづくりを進めるため、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略と効果的かつ効率的につなげるものとして策定を目指してまいります。

次に、地区センター及びコミュニティセンターの建設についてであります。

昨年度完成しました九鬼センター、九鬼コミュニティセンターに引き続き、地域住民の皆様及び関係各位の御協力のもと、南輪内センター、曾根コミュニティセンターが本日から業務を開始いたしました。本施設には、従来の地域交流室や図書室等に加え、曾根遺跡からの出土品、明治から昭和にかけての生活用品や農機具などを展示する郷土資料室を配し、歴史、文化の伝承や住民間の交流など、地域の拠点となるような施設にいたしました。

今後も、さまざまな機会を通して地域住民の皆様と対話をしながら、より利用しやすい総合的なまちづくり活動の拠点となるよう、情報提供や支援を行ってまいります。

次に、エリアワンセグを使った行政放送についてであります。

まず、予算執行に関する認識の甘さから、エリアワンセグ受信端末の全戸設置完了ができており、市民の皆様や議会の皆様に御迷惑をおかけし、大変申しわけなく思っております。

エリアワンセグを使った行政放送につきましては、受信端末配付に伴い新年度から本格開始し、動画と音声で全世帯に情報を提供できるメリットを生かして、これまでの広報紙とホームページと連携した情報提供を行ってまいります。行政放送の内容は、お知らせ、手続、イベントの情報や、その時期に合った情報を市民の皆様の生活形態を考慮し、1日数回、定時に放送していく予定であります。

次に、防災対策についてであります。

昨年完成した桜茶屋避難広場と中村山避難階段は、津波浸水域の住民に対して一つの措置として避難広場や経路を整備したものであり、既に自主防災組織や各学校などにおいて避難訓練を実施していただいております。

今後も、自助、共助の大切さを認識して、災害における被害を最小限にとどめる対策を地域住民とともに進めてまいります。また、これに加え避難施設の建設計画を作成しており、平成29年度の事業実施を目指しております。

昨年10月には、消防団と消防署の合同訓練を実施し、連携の強化、資機材操作のスキルアップを図りました。

このような中、昨年12月に泉町地内において火災が発生し、住宅1軒が全焼となり、まことに残念ながら1人の方が犠牲になりましたが、この大火においても、住民の方々や消防団員、消防職員の懸命な消火活動によって密接する近隣住宅への延焼はなく、被害を最小限に食いとめていただきました。これはまさに

合同訓練によってさらに強化された密なる連携と迅速な対応の結果であると実感いたしました。

火災のみならず、近年、巨大化する台風など、頻発する自然災害に対しては迅速な初動対応と地域や関係機関との連携が極めて重要であり、特に現場の最前線で行われる消防団活動は地域の被害軽減に直結するものとなります。そのため、今後も消防団車両を初めとする資機材、装備等の充実、強化を図ることで、消防団員の安全管理を確保し、その活動を支援するとともに、消防団、消防職員、自主防災組織などの地域内連携も強化し、安全安心なまちづくりを進めてまいります。

一方、都市計画道路尾鷲港新田線の未開通区間が県で事業化され、本年度に測量及び詳細設計が完了し、本格的な事業実施に向けて進められております。この尾鷲港新田線は、都市計画道路としての機能はもとより、光ヶ丘地区の広域防災拠点と尾鷲港の耐震岸壁とを結ぶ緊急援助物資の輸送路や避難用道路としても大変重要な幹線道路でありますので、早期完成に向け、県と一体となって取り組んでまいります。

次に、道の駅についてであります。

発生が危惧されている南海トラフ巨大地震発生後の復旧復興拠点の整備や、市外から多くの方に本市へ来ていただける仕組みをつくり上げることが本市の喫緊の課題であると考えております。

これらの解決のために、防災を中心とした複合的な機能を有する道の駅を尾鷲南インターチェンジ付近に建設し、安全で安心、そして、にぎわう場所の創出を行うことが本市にとって必要であると考えております。

また、昨年度には、命の駅として大規模災害後にいち早く復旧復興を行うための防災拠点施設機能や町なかへ誘引するゲートウエー機能を持ち合わせるものとした本市の考える道の駅が国の認定する重点「道の駅」候補に選ばれました。重点「道の駅」候補選定から1年がたつ今、命の駅とする防災機能を中心とした道の駅の具体的な絵姿をお示しさせていただきたいとの思いから、規模や機能、そして建設に要する費用などを明確にする実施計画の策定を新年度の事業として実施してまいりたいと考えております。

次に、健康づくりについてであります。

尾鷲市健康増進計画では、市民及び各団体が連携して健康づくりを実践する尾鷲健康増進の会、通称「O w a s e H A P P Y」を中心に、広く市民に普及啓

発を行う「健康HAPPY DAY」を開催しており、健康づくりのみならず、子育て支援、認知症の予防に至るまで、幅広い取り組みを実施しております。

また、健康ウォーキング事業では、健康ウォーキングサポーターを中心に地区会等と協働で開催し、三木里海岸を活用したタラソウオーキング行うなど、市民が継続して参加できる健康づくりに取り組んでおります。

次に、歯科保健では、保育所や学校等との連携により、乳幼児から就学児童も含めた途切れのない歯科保健活動を実施しており、また、成人においても歯周疾患検診を実施し、健康づくりと介護予防につながるお口の健康づくりを進めてまいります。

このように、本市におきましては、ウォーキングを中心とした市民の健康づくりに取り組んでおり、新年度におきましても引き続き進めてまいります。

次に、医療体制の確保についてであります。

自治体病院の運営につきましては、経済性と公共性の調和が基本原則であり、単に効率性を追求する独立採算制とは異なり、採算ベースに乗らないものであっても、公共的な見地から医療活動として行う必要があると考えております。

尾鷲総合病院におきましては、過疎、少子高齢化が進む中、安心な暮らしを守るため、地域になくてはならない病院として365日24時間の救急医療体制を初めとした医療提供の確保に努めており、自治体病院として大きな役割を担っているものと認識いたしております。

しかしながら、東紀州地域においては今後も人口減少が見込まれ、それに伴う医療収益の減少によって今後の病院経営がますます厳しくなることが予想されます。今後、自治体病院としての経営健全化に向けた業務の見直しや経常経費の削減を図りつつ、県の地域医療構想における地域の医療需給の将来予測や医療資源の適正規模など議論を深め、地域の方々が安心して暮らすことができる医療体制の維持、存続に努めてまいります。

次に、高齢者保健福祉についてであります。

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加する本市では、尾鷲市高齢者保健福祉計画において地域包括ケアシステムの構築と日常生活支援総合事業の実施を重点施策に掲げ、紀北広域連合、紀北町及び地域包括支援センターと協働し、その内容や課題について介護事業所等との協議、検討を進めており、新年度も引き続き、計画的かつ集中的に取り組んでまいります。

次に、高齢者の集いの場として開催するサロンにつきましては、昨年10月の

林町会館での開催に続き、今月は矢浜コミュニティセンターにて開催する予定で、地域の高齢者から意見をいただきながら、元気な高齢者や地域住民によるボランティアなど、多様な担い手の確保や運営方法について検討を行い、継続可能な仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、地域の医療機関と介護事業所が連携して行う在宅医療・介護連携につきましては、平成30年度からの実施に向け、紀北医師会と協議を進めており、その内容が東紀州地域医療構想調整会議での議論とも関連することから、新年度においても引き続き関係機関と連携し、円滑な実施に向けた課題の検討を進めてまいります。

続いて、認知症施策の推進では、認知症初期集中支援チームの設置に取り組んでおり、その中で相談と見守り体制の充実、早期診断と早期治療につなげるサポート体制、専門医療機関との連携などの体制づくりを確立してまいります。また、認知証の方やその家族に対する周囲の理解とサポートも重要なことから、認知症を正しく理解し、地域全体で支えるための認知症サポーターの養成を引き続き行うとともに、認知症による行方不明者、孤独死などを未然に防ぐため、協力機関によるネットワークづくりを進め、地域全体で高齢者を見守り支える体制の強化に取り組んでまいります。

次に、高齢者が住みなれた地域で安心して生活するための生活支援につきましては、昨年10月から要支援1、2の高齢者に対するごみ出し支援事業を2地区で実施しており、今後も高齢者を支える新たな仕組みづくりを検討してまいります。

次に、障害者福祉についてであります。

本市の障害者施策につきましては、ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくりを基本目標に、紀北地域障がい者福祉計画及び尾鷲市障がい福祉計画に沿って進めております。

その重点取り組みのうち、一人一人に合った働き方ができるよう、支援体制の充実を図り、多様な就労の場を確保する就労支援の強化においては、課題であった就労移行支援事業所が本年4月から事業を開始する予定で、障害者の就労移行の円滑化及び就労機会の増大が期待されます。

また、本年4月から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されることから、今後も障害者の自立及び社会参加に向けた総合的な取り組みを推進してまいります。

次に、生活保障の確保についてであります。

昨年４月に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、本市におきましても、生活が困窮している人に対しさまざまな支援を行い、その自立促進を図る目的で生活困窮者施策に取り組んでおります。

現在取り組んでいる自立相談支援事業、住宅確保給付金事業、家計相談支援事業に加え、新年度は新たに被保護者就労支援事業に取り組み、委託先である尾鷲市社会福祉協議会と連携しながら、自立に向けた支援を一層推進してまいります。生活困窮者を経済的困窮という視点だけでなく、社会的孤立、社会的排除の問題として包括的に捉え、それぞれの問題解決に向けた寄り添い型の支援を推進してまいります。

次に、農業振興についてであります。

農地における集落活動を支援すること、また、農地の保全や農道等の維持、管理の取り組みを支援することを目的として、中山間地域等直接支払事業を実施し、農業の持つ多面的機能を確保しつつ農業生産の支援に取り組んでまいります。

また、甘夏や刺身トウガラシ「虎の尾」につきましては、注目すべき特産品であることから、食のまち尾鷲として特色ある農産物のPRに取り組んでまいります。

農業基盤整備事業といたしましては、老朽化によって本来の機能を発揮しなくなっている農業用水路の改良工事に着手し、農業用水の安定的な供給を達成するとともに、大雨などの緊急時の安全かつ容易な放水を確保してまいります。

また、農道におきましては、農作業を行う上で欠くことのできない道であり、その中でも、中山間地域等直接支払事業に取り組んでいる農道北浦水地線につきましては、舗装面の亀裂箇所から雨水が侵入し破損が点在していることから、早急に舗装工事を進め、営農活動に支障を及ぼさないよう実施してまいります。

次に、林業、関連産業の振興についてであります。

尾鷲産材の販路拡大につきましては、尾鷲ヒノキの持つ揮発性物質における抗菌作用や空気清浄作用について三重大学と連携し調査を実施し、尾鷲ヒノキを使った抗菌性の高い健康住宅としての新たな販路を拡大していく取り組みを行ってまいります。

さらに、尾鷲産材活用促進事業を実施していくとともに、尾鷲ヒノキの住宅としての魅力をより一層PRするため、尾鷲木材協同組合との協力のもと、尾鷲ヒノキの家を活用する住宅展示会を実施し、市内の林産業の活性化だけでなく、尾

鷺ヒノキの販路拡大につなげてまいりたいと考えております。

また、矢浜保育園におきましては、尾鷲市公共建築物木材等利用方針によって構造材、内装材ともに尾鷲ヒノキが使われているところであり、木材が持つやわらかで温かみのある快適な保育環境空間が構築されることとなりますが、加えて、木育事業を推進するため、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、尾鷲ヒノキを材料に作成した木製ボールプールを備えつけることで、園児が安心して遊べる快適な保育環境を整えてまいります。

林道基盤整備事業におきましては、農山漁村地域整備交付金を活用した林道川原木屋線橋梁修繕工事などを実施し、林道本来の機能を回復させることによって施業の効率化を図るとともに、林道3路線におきまして入り口付近に開閉ゲートを設置し、安全管理の徹底を図ってまいります。

市有林主伐事業につきましては、本年度も計画に基づきヒノキを中心に出材したところであり、尾鷲木材市場協同組合における競りでは、県内の買い方業者はもとより、県外からも多数参加していただいております。依然として市有林材は高い評価を受けているところであります。

今後におきましても、市内の林業関係者から地域の林業の活性化に向け主伐事業継続に対しての要望書をいただいているところでもあることから、尾鷲ヒノキの生産地としてPRするだけでなく、地域の林産業界の牽引役として期待に応えるべく事業を実施してまいります。

市有林保育事業におきましては、植栽から育林までのトータルコストを抑えた取り組みとして、低密度な植栽による低コスト造林をクチスボ地区で実施しているところであります。

さらに、従来冬季に限定されていた植栽事業の平準化を目指し、チューブ苗導入推進事業を実施いたします。本事業は、年間を通じ植栽できるとされるヒノキのチューブ苗の生育を県林業研究所との共同によってモニタリング調査することで有効性を見出し、また、植栽作業が通年化された際には、林業事業体における安定した雇用につながるものと考えております。

次に、水産業、関連産業の振興についてであります。

市内の養殖生産者、漁協、行政で組織されている尾鷲市海面養殖振興協議会では、これまで養殖技術の向上のための調査研究、マダイ等の養殖魚の普及啓発やPR等の情報発信に取り組まれております。

協議会では、現在、地域産品を有効利用した、おわせマハタブランド化事業と

して、水産関係団体、大学等の研究機関と行政が連携し、地域産品を添加したオリジナル飼料の開発に取り組まれております。

本市といたしましても、水産物の高付加価値化への取り組みや、尾鷲の魚のブランド化、情報発信などの取り組みにつきまして、食のまちづくりを地域と一体となって推進していくため、引き続き支援してまいります。

次に、藻類・二枚貝養殖普及事業についてであります。

大曾根・早田・古江地区におかれましては、漁協、漁業者、県、市の連携のもと、ヒロメの養殖試験に取り組み、藻類養殖の区画漁業権を取得し、本格的な養殖生産や特産品化を目指すなど、新たな取り組みが始まっております。

また、現在、本市並びに紀北町の生産者、漁協、県と市の行政機関で組織される東紀州ヒロメ養殖協議会を中心に、商品開発や都市部での販売促進を实践する事業等に取り組まれております。

一方、二枚貝養殖試験につきましては、尾鷲湾、賀田湾におきまして、漁業者によるアサリやシングルシードマガキの養殖試験が行われております。

これまでに得られた試験結果を踏まえ、生産性の向上など、さらなる養殖技術の向上のため、引き続き漁業者への技術的支援に努めてまいります。

次に、魚食普及や漁業に関する学習への取り組みにつきましては、漁業の重要性や魚食文化の継承の点から、これまで漁業者や水産関係団体と連携した取り組みや学校独自の取り組みの中で、小学校におけるヒラメの稚魚の放流体験、干物づくり体験やアオリイカ料理教室などを実施しております。

加えて、本年度から新たに義務教育の最終課程である中学校教育におきまして、地元の漁港に水揚げされる魚の特色の紹介やさばき方、調理方法の体験、さらには、水産業の魅力などについて関係者から直接生の声を聞き、学べる機会を総合的な学習の時間の中で実施したところであります。

今後も、学校と水産業関係者が一体となった尾鷲ならではの魚食教育の取り組みとして事業を進めてまいります。

次に、漁業後継者の確保、育成につきましては、漁業関係者と連携して、漁業への就業意欲のある若者を幅広く対象とし、県内外で開催される就業フェア等を活用した漁業就業希望者へのアプローチや情報発信を行い、尾鷲市漁業体験教室の開催や、大型定置網漁業への就業を目的とした漁業長期研修への支援などの取り組みを行っております。

これらの取り組みを通じて、梶賀大敷株式会社においては、昨年、新たに4人

が乗船されております。一方、株式会社早田大敷においては、尾鷲漁協早田支所における早田漁師塾等を通じて6人の着業につながっております。

本市といたしましても、漁業に関する知識や技術を習得するための拠点モデルとしての位置づけを確立していくため、引き続き県や関係機関と連携して支援を行い、多様な担い手の確保、育成に取り組んでまいります。

次に、尾鷲港産地協議会では、これまで尾鷲魚市場へ水揚げされる水産物の高付加価値化や魚食普及のための取り組みを初め、共同利用施設の整備のための調査研究や利活用についての検討などに取り組み、水産物の高付加価値化では、漁業者によるアオリイカやヒラソウダ等の高鮮度保持技術の実践やPR活動、また、魚食普及では魚まつりが行われてきたところであります。

一方、尾鷲商工会議所とマグロ漁業者が中心となって取り組まれておりますマグロ流通促進プロジェクト事業では、高鮮度保持の技術を取り入れた高品質のマグロについて、専門家の監修による商品化や料理メニューの開発が進められ、高付加価値化による尾鷲産マグロとしてのブランド化等につなげていく取り組みが行われております。

本市といたしましては、尾鷲港産地協議会やマグロ流通促進協議会が実施する尾鷲の魚のブランド化、産地の情報発信などの取り組みについて、引き続き支援してまいります。

次に、水産基盤整備についてであります。

漁港施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化、縮減を図るための水産基盤ストックマネジメント事業につきましては、平成25年度より須賀利漁港での工事を進めており、今後市が管理する8漁港の機能保全計画に基づき、漁港施設の機能保全工事を順次実施してまいります。

次に、食の産業開発事業についてであります。

食のまち尾鷲として地域ブランド化を目指し、地域資源の積極的な活用による商品開発や流通促進につなげる取り組みを進めており、本年度、食をテーマとした付加価値の高い新たな商品やサービスのブランド化に向けて、マーケティングの専門家や関係者等を交えたワークショップなどを開催しております。

また、都市部等での食のまち尾鷲のプロモーション活動として、東京の三重テラスでのPRを初め、世田谷区二子玉川東急フードショー内におけるこだわりの地域産品を扱うセレクトショップ「オカッテ」にて、本市特産品の販売及びマグロ丼と沖ギスのだんご汁等のランチを味わってもらう催しもあすまで1週間の期

間で行っているところです。

一方、新たな視点での食による活性化を考える上で、飲食をテーマとした誘客の仕組みづくりを企画、立案することが町なかへの誘客につながり有効であると考えております。そこで、尾鷲商工会議所に対し助成を行いながら連携し、専門家等を交え、尾鷲の食材を活用したメニューの提案、研究や食をキーワードとしたイメージやロゴマークデザインなどの事業企画に取り組んでいるところであります。

新年度につきましても、これらの事業計画をもとに、市内外の皆さんが気軽に立ち寄り、おいしく食べ飲み歩きできる市内飲食店における逸品メニューについて、外部専門家のアドバイスも含めてメニュー開発を行ってまいります。

また、これらを提供する店舗の情報発信についても尾鷲商工会議所や事業者等と連携し、キックオフイベント等を仕掛けるとともに、メディア等も活用しながら実施してまいります。

さらに、これらの事業の進展により、現在各実行委員会等で積極的に取り組まれております尾鷲旬のコツまみバルや、おわせ棒等の食の関連イベントと相乗効果を上げながら、尾鷲の食の魅力を情報発信し、楽しんでいただくことで食のまち尾鷲としてのブランド化につなげてまいりたいと考えております。

次に、特産品開発・物産振興事業につきましては、食のまちづくり基本計画における主要事業の一つとして、12事業者の参加による尾鷲ものづくり塾を開催し、専門家のアドバイスを受けながら特産品の開発や改良を行うとともに、名古屋と大阪の大都市圏において試食、PR等のマーケティング調査を実施しております。

新年度におきましても、紀北町と連携して、新たな特産品づくりや既存特産品の改良を希望する事業者等を対象に、引き続き売れる商品の開発につなげてまいります。また、これらにより開発される商品を高速道路等による来訪客のお土産品や尾鷲まるごとヤーヤ便、ふるさと納税の返礼品として活用しながら、都市部等の消費者にPRすることによって特産品開発、物産振興による地域活性化につなげてまいります。

次に、海洋深層水事業についてであります。

海洋深層水を重要な地域資源として、今後も指定管理者との連携を深めながら本事業を進めていくとともに、県や金融機関等が主催するマッチング商談会等での紹介や、県の関係セクションと連携した食品や医薬品事業者等へのPRの実施

など、海洋深層水の利活用促進を積極的に行ってまいります。

また、海洋深層水の新たな利活用を推進するため、海藻の陸上養殖事業への進出を計画する民間事業者と共同して、海洋深層水を活用したスジアオノリの陸上養殖試験を実施しております。現在、生育試験に加えて種苗の生産技術研究や養殖容器の開発研究、製品化のための試作品試験を実施するとともに、海洋深層水の有効性の実証や課題の抽出を行ったところです。

これらを踏まえて、新年度において引き続き共同試験を実施し、スジアオノリの陸上養殖実用化への道筋を見きわめた上で、企業誘致や海洋深層水の利活用拡大につなげていくこと目指してまいります。

一方、市内外の方々に海洋深層水に親しんでもらえるイベントといたしまして、アクアステーションでの深層水フェスタを初め、地域のアクアサポート古江の皆様等による各種の体験交流イベントについて、引き続き年間を通じて開催してまいります。

また、新年度におきましては、食のまちづくり基本計画に基づき、海洋深層水の中核となる地域資源として、海洋深層水を活用した新たな特産品開発や利活用方法の研究、拡大をより一層進めてまいります。

次に、地域商品券発行補助金についてであります。

現在、高速道路の開通による入り込み客数の増加や経済効果が期待される反面、ストロー現象での消費流出による地元商店等を中心とした市内経済への影響も懸念されております。

その対応策といたしまして、尾鷲商工会議所に助成を行った地域商品券発行业業におきましては、2万5,000冊、総額2億7,500万円分を完売するなど、大変御好評をいただいております。

新年度におきましても、実績結果や課題等も踏まえ、尾鷲商工会議所が実施するプレミアムつき地域商品券発行业業に引き続き助成を行うことで、市内での消費喚起の流れを市内経済の循環につなげてまいります。

次に、観光交流及び町なかのにぎわいづくりへの取り組みについてであります。

熊野古道客を初めとする東紀州地域への来訪者が増加するとともに、本年5月に伊勢志摩サミットが開催されることから、サミットの効果を伊勢志摩だけでなく尾鷲市を含めた東紀州への集客につなげるべく、県とも連携し取り組んでまいりたいと考えております。

本市では、伊勢志摩サミットも見据えた形で、外国人観光客に対する観光PR

としてホームページや観光マップの多言語対応を進めてまいります。

また、新年度からの取り組みといたしまして、東紀州地域5市町が広域連携の上、情報発信等を進めることで、よりPR効果を見込めるとの考えから、外国人観光客の誘致等を進めるため、観光客のニーズに基づいた戦力的なマーケティングと地域の関係団体との連携を担う観光DMOの立ち上げを目指してまいります。

一方、本市におきましては、町なかのにぎわいづくりとして、まちの駅ネットワーク推進事業に取り組んでおります。

まちの駅では、食をテーマとした取り組みといたしまして、オリジナルフードおわせ棒の食べ歩きとともに、サンマずしや干物づくりの食の体験交流も行うなど、町なかの回遊を促す取り組みを積極的に進めております。

おわせ棒につきましては、本年度から近隣の市町の事業者と連携してオリジナル棒メニューによる棒対決イベントを開催しており、今月26日には第2回の棒対決イベントが開催されることとなっており、新年度におきましても、まちの駅ネットワーク尾鷲に対し引き続き支援を行ってまいります。

さらに、尾鷲商工会議所と市内飲食等が実施する町なか食べ飲み歩きイベント尾鷲旬のコツまみバルにつきましては、伊勢志摩サミットの開催を記念し、本年5月21日に開催することが決定されております。

今後も、尾鷲よいとこ定食の店の取り組みを初め、漁師まちの独自性のある食や飲食店等にスポットを当てることにより、関係団体及び民間事業所等と連携して、町なかのにぎわいづくりに取り組んでまいります。

このような食を中心とした取り組みに、熊野古道を初めとする自然や町なか歩き等も組み合わせた着地型観光などに取り組むとともに、メディア等の活用や市内外でのPR活動により積極的に情報発信をしていくことで、本市への集客交流人口の増加につなげてまいります。

次に、夢古道おわせについてであります。

新年度に、地域の農林水産物等を活用した新たな郷土料理メニューや特産品の開発及び調理加工を行う施設の整備に向けて取り組んでまいります。

外部からの評価も高いありがたい風呂の取り組みなどを行う夢古道の湯との相乗効果によって、本市の中核的な観光施設である夢古道おわせの一層の魅力アップを図るとともに、地域活性化につなげてまいります。

次に、子育て支援についてであります。

子育て支援につきましては、人口減少、少子化などの課題として、庁内各課が連

携し、尾鷲市子育てしたい・しやすいまちづくりを進めております。

本年度では、尾鷲子育てまちづくり座談会の開催、子育て支援団体の育成を目指した講演会、講習会の開催、お父さんの読み聞かせを進めるための取り組み、本市の自然や文化、歴史などの魅力を地域の子供たちに伝え、学んでいくための尾鷲学事業などに積極的に取り組んでまいりました。

新年度におきましても、本年度の取り組みを継続して実施し、子育てサポート団体養成講座、青空図書館情報発信事業、読み聞かせ講座開講事業、妊婦さんのための手づくり絵本教室、尾鷲っ子自然サイエンス教室、尾鷲学構築モデル事業に取り組んでまいります。

また、結婚、妊娠、出産、子育て支援や教育に至るまで、途切れのないきめ細やかな支援体制の構築を目指す本市にとって、その出発点となる結婚の希望をかなえるには、雇用の創出と同時に結婚支援の充実が欠かせず、それにかかわる人づくり、組織づくりが重要となっております。尾鷲子育てまちづくり座談会の開催を通しておせっかいの必要性が提言され、昨年10月には一般社団法人おせっかい協会を招いて講演会を行うなど、おせっかいから始まるまちづくりの機運が高まっております。

そこで、新年度において、新たに結婚支援としての取り組みを始めます。結婚を支援する住民を養成するセミナーの開催と、婚活イベントを有機的に連携させて実施し、結婚への機運の醸成と、それにかかわる人づくり、組織づくりを目指してまいります。

次に、本市では、全ての子供に良質な生育環境を保障し、子供一人一人を大切に社会の実現を目指し策定した、尾鷲市子ども・子育て支援事業計画を基本に、保護者のニーズに合わせた子育て支援に取り組んでおります。

また、本年度実施した第3子以降が生まれた世帯に対する2年間にわたる紙おむつ購入助成、妊娠を望む夫婦への支援として特定不妊治療費補助事業、定期的予防接種に加え任意の予防接種の全額助成、子ども医療費助成対象の中学生入院への拡大などを新年度においても引き続き実施し、子育て支援の充実を図ってまいります。

続いて、尾鷲市保育所整備計画に基づき進めております津波浸水域に立地する保育園の安全な場所への移転や耐震化につきましては、矢浜保育園の建設が順調に進み、今月10日に完成する見込みで、30日には竣工式を予定しております。4月からは安全な場所の新園舎で0歳児から5歳までの児童を迎え、保育を開始

いたします。皆様の御理解と御協力に感謝申し上げます。

新年度におきましても、引き続き尾鷲第三保育園の建設及び尾鷲第四保育園の実施計画に取り組み、一日も早い安全な保育環境の整備を進めてまいります。

次に、学校教育の推進についてであります。

学校現場におきましては、児童・生徒の学力向上が大きな課題となっております。

新年度においても、学力・学習状況調査等の結果分析から明らかにされた本市全体の成果と課題について教育現場における共通理解を図りながら授業改善に努めるとともに、家庭や地域とも連携して、家庭学習の時間確保や読書の習慣化等に取り組み、学力向上を推進してまいります。

また、教職員の指導力向上のため、研究授業に基づく校内研修を充実、強化するとともに、公開授業等を通して外部への情報発信にも努めてまいります。

学校教育では、特別な支援を要する児童・生徒が年々増加する傾向にあります。本市におきましては、発達課題があり、特別な教育ニーズがある子供たち一人一人の教育と安全安心を保障する支援を行うために特別支援教育サポーターを配置するとともに、子供たちの基礎学力の定着と向上を図るために、それぞれの学校の実態に応じて学びのサポーターを配置しております。

新年度には、特別支援教育サポーターを増員するなど、さらなる学習環境の向上と学習支援の強化を図ります。

また、尾鷲市教育ビジョンにおけるビジョン具現化第2期の2年目として、次代を担うグローバルなおわせ人を育成するため、尾鷲の自然や歴史、伝統文化、地場産業など、さまざまな分野の達人を講師とした体験活動や地域学習を実施し、誇りと郷土愛を育むふるさと教育の充実に引き続き取り組みます。

秋のイベントとして定着をしたおわせっこ共育フェスティバルにつきましては、市内の小中学生が一堂に会してそれぞれの取り組みを発表し合い、見合い、聞き合うことで、互いに刺激を受けたり達成感を味わったりする貴重な体験の場となっております。これらの活動を通して、尾鷲に誇りを持ち、尾鷲を愛し、将来もこの地に住みたい、またその担い手になりたいというおわせ人づくりを推進してまいります。

地域に根差し、地域づくりや地域の人々との連携した学校づくりを目指したコミュニティスクールにつきましては、既に尾鷲小学校では本格的実施を始めて2年目となるほか、輪内中学校では、平成29年度の開設に向けて、本年度から先

進校視察やコミュニティスクール・マイスターを講師に招いての研修会開催など、条件整備に取り組んでいるところです。この2校を中心として、学校運営や教育活動において保護者や地域住民の要望、ニーズを反映し、地域と共創した学校づくりに努めてまいります。

また、昨年、北輪内地区における望ましい学校のあり方や教育環境の整備の視点に立ち検討してまいりました三木小学校、三木里小学校につきましては、輪内中学校で取り組んでいるコミュニティスクールのコンセプトを取り入れ、地域づくりと連動し、地域に根差した新しい学校としての枠組みが保護者や地域の皆様から示され要望をいただきました。これを受け、本市としましては、新しい学校づくりに向け、財政面や方法論も含め、国、県とも協議しながら、引き続き取り組んでまいります。

次に、生涯教育の推進についてであります。

本市では、尾鷲市教育ビジョンに基づき、文化財事業や文化協会、婦人会、子ども会、青少年育成関係団体などの活動に関する事業、さらに、社会教育団体活動支援や公民館を中心とした講座、サークル活動支援などの事業を積極的に展開しております。また、そうした成果を特に子育て支援を中心とした地域活動やボランティア活動に活用し、観光交流とも連携することで、人と人との交流や地域社会の形成につなげ、生涯学習に地域全体で取り組む体制づくりを進めてまいります。

学校教育との連携につきましては、読書活動の推進や放課後子ども推進事業等において、家庭、学校、地域などの役割を明確にしながら、一体的な取り組みを進めてまいります。特に読書活動の推進につきましては、図書館司書等の配置により学校図書館の環境が整備され、日常的に図書館を利用する児童・生徒の数や蔵書の貸出状況は増加しております。

新年度におきましても、引き続き2人の図書館司書を配置し、利用促進を図るとともに、市立図書館との連携として蔵書の団体貸し出しの活用や、図書館ボランティア、職員による読み聞かせの実施などもさらに推進し、本読み子育てとも連動した児童・生徒の読書への興味関心を高める取り組みを行ってまいります。

また、放課後子ども教室推進事業は、小学校と連携した放課後の児童・生徒の安全安心な居場所づくりを目指したものであり、本市におきましては、いきいき尾鷲っ子とした体験講座などを実施しているものであります。

この取り組みにおきましても、放課後児童クラブや学校教育との連携のもと、

年間講座数の増加や輪内地区内での開催、コーディネーターの1人増員など、事業の一層の充実に努めてまいります。

次に、生涯スポーツについてであります。

基本理念を「だれもが楽しめるスポーツの振興～スポーツはみんなのもの やろらい尾鷲！～」として本年度策定いたしました尾鷲市スポーツ推進計画に基づき、生涯スポーツの推進という観点で、体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等の強化、サポート体制の充実に努めるべく、助成等の支援を行うなどの取り組みを進めながら、組織強化につなげてまいります。

次に、平成33年開催の第76回国民体育大会、通称三重とこわか国体では、本市に水泳競技の中のオープンウォータースイミング種目を誘致すべく、現在、尾鷲市体育協会を中心に、尾鷲市水泳協会、紀北水泳連盟の御協力のもと、三重県水泳連盟とも強力に連携をしながら、各地区のオープンウォータースイミング大会の視察や大会運営の研究を行っているところであります。

県では、この種目の正式採用が決定するのは平成30年とのことではありますが、それまでに関係機関や団体、また地元での受け入れ体制等を整え、着実に本市への誘致を進めてまいりたいと考えております。

次に、獣害対策につきましては、獣害パトロール員による有害鳥獣の活動域の把握や、被害多発地域での追い払い効果など、一定の成果が出ていることから、今後も引き続き継続してまいります。

また、被害が多発している地区において、追い払いだけでは対応し切れないこともあり、猟友会尾鷲支部の協力のもと、ニホンジカ、イノシシ及びニホンザルの捕獲に際して報奨金制度を継続するなど、積極的な頭数管理を図ってまいります。さらに、地域ぐるみで追い払い活動を実施する地区においては、獣害対策研修会を開催するといった、より効果的な被害軽減対策に向け支援をいたします。

いずれにいたしましても、野生の動物を相手にすることから、県や専門家の指導を仰ぎながら、粘り強い対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ有料化の見直しについてであります。

平成25年度からのごみの有料化制度は、単に循環型社会形成への貢献を目的とするだけでなく、ごみ処理経費の削減や、新たに建設するごみ処理施設の建設費削減につなげるべく、市全体が意識を持って減量に取り組むための手段として実施いたしました。

市民の皆様に対しましては、指定ごみ袋の購入という多大な負担を強いること

になりましたが、当時県下で最も多かったごみの排出量削減にいち早く取り組むべきであるとの思いで苦渋の決断に至った次第です。その結果として、可燃ごみの収集量につきましては、平成24年度比20%以上の削減率を平成25年度から約3年間維持することができました。これはひとえに市民の皆様の日常のごみ減量努力のたまものであると感謝しております。

しかしながら、有料化直後からごみ袋の価格が高過ぎるとの指摘が数多くあったことから、これまで培われたごみ減量意識の継続やリバウンド対策にも配慮しつつ、ごみ袋購入やごみ出しに係る市民負担の軽減を考えていただくよう、廃棄物減量等推進審議会へお諮りをいたしました。審議会からの答申では、ごみ袋の価格引き下げによる市民負担の軽減のほか、高齢者などごみ出しが困難な世帯に対する負担軽減策など、数多くの貴重な御提案をいただきました。

この審議会からの答申を尊重し、資源常設ステーションの設置など、新たなごみ減量施策の実施とともに、指定ごみ袋の価格引き下げによる市民負担の軽減を行うべく、新年度6月からごみ袋の価格改定を行いたいと考え、大、中、小、極小、全ての袋について一律10%料金の引き下げを実施いたします。

なお、今回の料金改定を負担軽減の終わりとせず、引き続きごみ減量の推移に注視しながら、さらなる料金の見直しを視野に入れ、検証、検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、広域による新たなごみ処理施設の建設についてであります。

処理の効率化や費用負担の軽減など、広域処理によるメリットを生かした新たなごみ処理施設の建設につきましては、平成24年11月から尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町の5市町による新ごみ処理施設整備検討会議において検討を重ねてまいりました。

さきの定例会冒頭では、5市町合同によるごみ処理施設建設を前向きに検討していくことについて、各首長同士が了解したと御報告させていただいたところがあります。また、その後、各首長からは、建設候補予定地を本市内で検討していくことで提案をいただいております。

本市としましても、東紀州の中心に位置し、広域ごみ処理施設を建設するに当たり、地理的に最も条件がよい上、率先して減量等の廃棄物施策を進めてきたことから、平成28年度の早い時期に関係4市町に対して本市を広域ごみ処理施設建設予定地としたい旨の意思を示すことで、合同建設の早期合意につなげてまいりたいと考えております。

次に、定住・移住への取り組みについてであります。

定住・移住に関しましては、本市への定住や大都市圏からの移住者を確保するために、昨年6月に地域おこし協力隊である定住・移住コンシェルジュを配置し、移住フェアへ参加するとともに、インターネットを通じて情報を発信することによって大都市圏にはない本市の魅力を伝え、定住・移住者をふやす事業を推進しております。

その受け皿となる空き家バンクなどの具体的な事業を推進する中で、先日、定住・移住を考えている方が多く購読されている『田舎暮らしの本』では、移住者数の多さや住みたい田舎として東海地区の上位に取り上げていただくなど、住んでみたい地域として本市を選んでいただいているという結果が形となってあらわれております。

今後は、本市をさらに知っていただくための仕組みや、1カ月単位で尾鷲に滞在ができるモデル住宅などの設置を進めること、また、定住・移住コンシェルジュとともに全国の先進地事例も学びながら、本市独自の新たな試みを検討し、推進してまいります。

次に、地域おこし協力隊につきましては、新たに先月1日に梶賀町と早田町に各1人ずつ、また、本日、定住・移住コンシェルジュとして1人、そして、今月18日に梶賀町へ2人目の地域おこし協力隊を配属し、今月末現在では本市に合計8名が地域に入り、それぞれの地域課題の解決と地域資源を生かしたまちづくりを推進することとしております。

最も活動期間の長い早田町地域おこし協力隊は、配属以降1年8カ月が経過し、その間さまざまな事業を行い、先日、女性の雇用の創出や地域資源の新しい活用を目的とした合同会社き・よ・りを地域と協働で立ち上げました。

また、配属1カ月の梶賀町地域おこし協力隊も、みずからの活動拠点であり、地域の皆様が気軽に立ち寄り、共創でまちづくりを推進できる場所の創出を梶賀町内の古民家を借り受けて行うなど、地域が前に進む仕組みづくりを意欲的に進めていただいております。

九鬼町における網干場の活動等も含め、今後も、地域、地域おこし協力隊、関係機関が一体となった取り組みを支援してまいります。

次に、ふるさと納税につきましては、本年度におきましても全国の皆様から本市への応援の気持ちとして多くのふるさと納税を寄附という形でいただくことができました。その実数といたしましては、平成28年1月末現在の申請が5,1

99件、9,245万7,625円であり、昨年度を上回る実績を得ております。

これは、全国的にふるさと納税制度が認知されてきたことや、ワンストップ特例などの法改正が行われたことだけではなく、本市独自のインターネットでの情報発信や納税者の皆様に直接PRできるフェアへの参加、また、おわせ港まつりへの招待などを行うことなどにより、着実におわせ応援団がふえた結果であると考えております。

新年度につきましても、より多くの方に本市を知ってもらい、直接本市に来ていただき、さらには定住したいと思っただけのような、寄付金のやりとりだけでは終わらない取り組みを進めてまいります。

次に、マイナンバーについてであります。

通知カードが地方公共団体情報システム機構から各世帯へ送付された後、不在等によって本市へ返却されてきた世帯分に対しまして、昨年12月までに個人番号通知カード返戻案内を発送いたしました。しかしながら、通知カードを受け取られていない方がいるため、引き続き通知等を行ってまいりたいと考えております。

また、個人番号カードの申請につきましても、引き続き啓発等を行ってまいりたいと考えており、今後もマイナンバー制度の趣旨にのっとり、行政の効率化や住民の皆様の利便性が高まっていくよう取り組んでまいります。

議長（村田幸隆議員） 市長、ここで10分間休憩いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

〔休憩 午前11時00分〕

〔再開 午前11時10分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、所信表明を続けさせていただきます。

続きまして、今回提案しております議案等について御説明いたします。

議案書の表紙の次のページをごらんください。

このページは、提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第1号から報告第1号までの40件としております。

議案の内訳といたしましては、条例の制定及び一部改正が14件、予算関連が

1 1 件、その他が 1 2 件、諮問が 2 件、報告が 1 件であります。

それでは、各議案等について御説明いたします。

1 ページの議案第 1 号「尾鷲市行政不服審査会条例の制定について」につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴い、審査請求の採決の判断の適否を審査する同法第 8 1 条第 2 項の規定による附属機関として尾鷲市行政不服審査会を設置するため、尾鷲市行政不服審査会条例を制定するものであります。

次に、3 ページの議案第 2 号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴い、同法に関連する尾鷲市行政手続条例を初め、七つの条例の一部を改正するものであります。

4 ページから 7 ページにわたる改正の概要といたしましては、まず、尾鷲市行政手続条例の一部改正では、不服申し立て制度の審査請求への一元化に伴う規定の整理を行うものであります。

次に、尾鷲市情報公開条例の一部改正及び尾鷲市個人情報保護条例の一部改正では、開示決定等または開示請求に係る不作為に係る審査請求に際し、審理員による審理手続を適用しないなど、同法の改正により従来 of 不服申し立ての手続が審査請求に改められたことによる所要の改正を行うものであります。

次に、尾鷲市職員退職手当条例の一部改正及び尾鷲市固定資産評価審査委員会条例の一部改正では、引用規定や審査手続を改めることとしております。

次に、尾鷲市手数料徴収条例の一部改正では、行政不服審査法における書類等の交付に係る手数料を追加するものであります。

次に、尾鷲市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正では、不服申し立てを審査請求に改めることとしております。

続きまして、8 ページの議案第 3 号「尾鷲市子どものいじめの防止等に関する条例の制定について」につきましては、平成 2 5 年に制定されたいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめ防止等の対策について基本理念を定めるとともに、市、教育委員会、学校及び教職員の責務を明らかにし、市及び教育委員会のいじめ防止対策に関する基本的事項を定め、いじめ防止等対策を総合的かつ効果的に推進をすることを目的として条例を制定するものであります。

次に 1 3 ページをごらんください。

議案第 4 号「尾鷲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正す

る法律が本年4月1日に施行されることに伴う条例の一部改正であります。

次に、15ページの議案第5号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」につきましては、議案第4号同様、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されることに伴う引用部分の条ずれ及び人事院規則の改正による条例の一部改正であります。

次に、17ページの議案第6号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、12月定例会においても一部改正させていただきましたが、行政委員等の報酬額を地方自治法に基づき条例に規定するもので、今回条例を制定したもののほか、既に条例を制定しているが別表に規定していない委員等の支給額を追加するものであります。また、昨年末、特別職報酬等審議会から答申のありました公平委員会の委員及び文化財調査委員会の委員の報酬につきましては、年額を日額に改正し、別表配列につきましても、年額、月額、日額順に改正するものであります。

次に21ページをごらんください。

議案第7号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」につきましては、昨年末、特別職報酬等審議会から答申を受けるとともに、他市の状況も勘案し、教育長の給料月額の減額と退職手当の支給率を引き下げるものであります。

次に、23ページの議案第8号「職員の給与に関する条例の一部改正について」につきましては、人事院勧告に伴い職員の俸給表の改定、勤勉手当の支給率の引き上げが主な改正であります。

今回の給与勧告のポイントといたしましては、民間企業との格差0.36%を埋めるため、初任給を2,500円引き上げ、若年層についても同程度を改定し、俸給表の水準を平均で0.4%引き上げるものです。本市では、若年層の職員がふえているため、平均で0.44%の引き上げとなっております。

また、期末勤勉手当につきましては、民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1カ月分引き上げ、4.2カ月に改定し、引き上げ分を勤勉手当に配分するものであります。

次に、42ページをごらんください。

議案第9号「尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が本年1月22日に公布され、労働者災害補償保険法による年金

たる保険給付と同一の事由により、厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合に労災年金の乗じる調整率が変更となったため、地方公務員災害補償法施行令が本年4月1日から施行されることから、本条例においても所要の改正を行うものであります。

次に、44ページの議案第10号「尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について」につきましては、議案第6号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」及び報酬に係る予算の執行に関する整理に伴い、条例等を整理するものであります。

次に、46ページの議案第11号「尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」につきましては、施設の利用範囲を拡大するもので、新たに調理実習室や栄養指導室等を公務優先で貸し出すものであります。また、空調機使用料についても明文化するものであります。

次に、48ページの議案第12号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」につきましては、昨年末、廃棄物減量等推進審議会から指定ごみ袋制度による市民負担の軽減策として値下げを早期に実施することとの答申を受け、一律10%の値下げを行うものであります。

次に、50ページの議案第13号「尾鷲市斎場条例の一部改正について」につきましては、条例等に記載するに不適切な字句を改正するものであります。

次に、52ページの議案第14号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」につきましては、議案第9号「尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」と同様の理由による改正であります。

次に、54ページの議案第15号「平成28年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から64ページの議案第25号「平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第4号）の議決について」までの11議案について御説明いたします。

本市の財政状況は、平成26年度決算における経常収支比率が96.3%となるなど、財政の硬直化と財政運営の困難さが拡大しております。また、東日本大震災以降、緊急防災、減災の観点から小中学校、保育園、橋梁等の公共施設の耐震整備を積極的に行い、市民の安全安心な環境整備を推し進めていることから、平成26年度末の地方債現在高が108億7,000万円を超える状況となっております。

歳入においては、人口減少や少子高齢化の進展などにより、市税収入などの自

主財源の確保が非常に困難な状況にあります。反面、歳出においては、社会保障関係経費や過去の市債償還金の増による公債費の増加が見込まれ、また、保育園の耐震整備を初めとし、今後も中長期的な防災・減災対策を推進していく必要があります。財政需要の増大により、さらに厳しい財政運営を行っていく必要があります。

こうした状況の中で、平成28年度は第6次尾鷲市総合計画前期基本計画の総括年として、市政の諸課題の解決に向けて重要な1年であります。また、人口減少対策を最重要課題と位置づけ、平成27年10月に策定しました尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策、事業を重点的に取り組んでいく必要があります。

一方、国の平成27年度補正予算（第1号）において、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等に係る経費が計上され、その中で地方創生加速化交付金などが創設されました。

本市においても、交付金などの積極的な活用を図るため、該当する事業を当初予算から前倒しし、平成27年度一般会計補正予算（第7号）に計上した上で、繰越事業として実施してまいります。

これにより、平成27年度一般会計補正予算（第7号）と平成28年度一般会計当初予算を一体と捉え、施策を推進してまいります。

平成28年度一般会計当初予算は、主に退職者数、職員数の減による人件費の減、曾根コミュニティセンター建設事業の完了などにより、普通建設事業費の単独事業費が減となったことから、前年度比1億987万9,000円減の95億5,488万6,000円といたしました。

それでは、平成28年度当初予算について御説明いたします。

平成28年度当初予算主要事項説明をごらんください。

まず、1ページをごらんください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比1.1%減の95億5,488万6,000円、特別会計の国民健康保険事業会計は0.1%増の30億2,835万4,000円、後期高齢者医療事業会計は1.8%増の6億48万9,000円、公共下水道事業会計は前年度と同額の276万6,000円、企業会計においては、病院事業会計で0.7%減の49億774万5,000円、水道事業会計で3.6%減の8億6,450万1,000円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比0.9%減の189億5,874万1,000円とするものであります。

次に、一般会計歳入予算の主なものについて御説明いたします。

2ページをごらんください。

1款市税は、主に地域経済の低迷、人口減少による市民税の減収を見込んだものの、大型店舗の本市への進出の増加に伴う固定資産税及び都市計画税の増収、平成28年4月1日からの軽自動車に対する税額の引き上げを考慮したことによる軽自動車税の増収をそれぞれ見込んだことにより、0.1%増の21億4,595万円を計上しております。

2款地方譲与税から5款株式等譲渡所得割交付金までは、過去の歳入実績、景気動向等を勘案し、それぞれ増減した額を計上しております。

6款地方消費税交付金は、平成26年4月1日からの消費税率引き上げによる本年度の歳入見込みを踏まえ、市町村交付金の増額を見込んだことにより、20.4%増の3億600万円を計上しております。

9款地方交付税は、1.3%減の33億1,500万円を計上しておりますが、普通交付税では、国勢調査による人口減少の影響により、本年度の交付決算見込み額から7.0%減、2億1,666万6,000円の大幅な減額としております。

13款国庫支出金は、低所得者負担軽減分に係る介護保険料国庫負担金2,335万円の減額、社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,839万8,000円の減額などにより、5.4%減の8億8,811万8,000円を計上しております。

14款県支出金は、第三保育園整備事業における蓄電システム・太陽光パネル設置工事に対する三重県再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金4,387万2,000円の増額などにより、6.6%増の6億5,191万9,000円を計上しております。

17款繰入金は、当初予算編成に当たり、子育て、医療などの重点施策に対する財源としてふるさと応援基金から9,050万6,000円、不足する財源につきましては財政調整基金から6億8,964万3,000円を繰り入れるなど、それぞれの基金の目的に沿って取り崩したことにより、10.6%増の8億3,947万7,000円を計上しております。

20款市債は、臨時財政対策債3,200万円の減、地方債対象事業費の減などにより、16.5%減の9億3,800万円を計上しております。

次に、一般会計歳出予算の主なものについて御説明いたします。

4ページをごらんください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度比2.4%減の43億1,141万9,000円となっております。

まず、人件費は、人事異動による職員数の減などにより、5.9%減の14億5,266万5,000円を計上しております。

扶助費は、児童福祉費で子ども・子育て新制度により保育所運営費6,185万円の増額、生活保護費で保護世帯数の減などにより2,983万1,000円の減額などにより、0.9%増の17億7,175万4,000円を計上しております。

公債費は、過疎対策事業債で償還額が増額となりましたが、平成12年度に実施しました排ガス高度ごみ処理施設整備事業に係る一般廃棄物処理事業債、福祉保健センター建設事業に係る地域総合整備事業債などの償還が終了したことにより、2.6%減の10億8,700万円を計上しております。

次に、その他の経費のうち、物件費は、エリアワンセグ受信端末購入費7,171万2,000円の減額などにより、2.0%減の17億146万9,000円を計上しております。

補助費等は、病院事業会計負担金で1億3,000万円増額の4億8,000万円となりましたが、三重紀北消防組合負担金で消防救急デジタル無線整備事業の完了などにより1億4,384万2,000円の減額の4億743万6,000円となったことから、0.3%減の13億799万9,000円を計上しております。

繰出金は、紀北広域連合分担金で障害者支援施設整備事業などにより4,741万6,000円の増額、国民健康保険事業特別会計繰出金4,266万8,000円の増額などにより、9.7%増の11億7,172万1,000円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費は、単独事業費で、曾根コミュニティセンター建設事業完了に伴う工事請負費9,460万2,000円の減額などにより、15.5%減の7億7,744万4,000円の計上となったことから、総額において7.7%減の9億8,173万9,000円を計上しております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

18ページをごらんください。

人事給与システム借上料につきましては、現在のシステム借り上げ期間が満了することから、期間を平成29年度から平成33年度まで、限度額を944万3,

000円とするものであります。

財務会計システム借上料につきましても、現在のシステム借上げ期間が満了することから、期間を平成29年度から平成33年度まで、限度額を669万6,000円とするものであります。

第三セクター伊勢鉄道株式会社支援市町負担金につきましては、第三セクター伊勢鉄道株式会社の経営継続の基盤となる行政の支援体制の構築について県及び関係市町となる8市7町で協議した結果、平成28年度から平成30年度までの3カ年以内で三重県地域交通体系整備基金に積み増しを行うこととなったことから、平成28年度負担分を当初予算に計上した上で、期間を平成29年度から平成30年度まで、限度額を1,526万円とするものであります。

地域おこし協力隊員用車両借上料につきましては、新たに梶賀町に配置となりました地域おこし協力隊員用の車両借上料として、期間を平成29年度から平成31年度まで、限度額を59万4,000円とするものであります。

尾鷲市固定資産評価支援業務委託料につきましては、平成30年度の固定資産の土地評価がえに向けた支援業務として、平成28年度支援業務分を当初予算に計上した上で、期間を平成29年度、限度額を509万8,000円とするものであります。

続きまして、特別会計について御説明いたします。

19ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、対前年度比0.1%増の30億2,835万4,000円を計上しており、予算規模としては前年度並みとなっております。しかし、歳入において、対象世帯数の減少による国民健康保険税の減額、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金の減額を見込んだことから、不足する財源につきまして財政調整基金から1億1,757万2,000円を繰り入れたことなどから、繰入金で88.5%増の3億4,120万6,000円を計上しております。

次に、20ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、対前年度比1.8%増の6億48万9,000円を計上しており、ほぼ前年度並みとなっております。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、昨年度と同額の276万6,000円を計上しております。

続きまして、企業会計について御説明いたします。

病院事業会計につきましては、対前年度比0.7%減の49億774万5,000円を計上しております。

業務の予定量は、入院患者数が1日平均187人、年間延べ6万8,292人、外来患者数が1日平均414人、年間延べ10万602人を見込んでおります。

21ページをごらんください。

収益的収入及び支出につきましては、収入で44億5,846万9,000円、支出で44億3,981万6,000円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入で2億8,887万1,000円、支出で4億4,927万6,000円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,040万5,000円は、一時借入金で措置するものとしております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

学資貸与金は、期間を平成29年度から平成32年度まで、限度額を1,200万円とするものであります。

次に、水道事業会計につきましては、対前年度比3.6%減の8億6,450万1,000円を計上しております。

業務の予定量は、給水戸数9,664戸、年間給水量359万6,000立方メートル、1日給水量9,852立方メートルを見込んでおります。

22ページをごらんください。

収益的収入及び支出につきましては、収入で5億5,781万9,000円、支出で5億5,218万2,000円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入で2,880万6,000円、支出で3億668万2,000円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億7,787万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

水道窓口及び検針納業務委託料は、期間を平成29年度から平成31年度まで、限度額を8,988万3,000円、矢ノ浜取水井用地賃借料は、期間を平成29年度、限度額を250万円とするものであります。

続きまして、平成27年度補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算は、国の平成27年度補正予算（第1号）で一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等の経費として、新たに設けられた地方創生

加速化交付金、地域少子化対策重点推進交付金、自治体情報セキュリティ強化対策事業費などに該当する事業費の追加、事業費の確定等による減額補正が主なものであります。

それでは、平成27年度一般会計補正予算（第7号）主要事項説明をごらんください。

まず、1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で2億9,095万2,000円の増額、国民健康保険事業会計で4,744万4,000円、後期高齢者医療事業会計で1,490万円、病院事業会計では、歳入で1,593万7,000円、歳出で2,973万1,000円をそれぞれ減額し、水道事業会計では、歳入で2,834万8,000円、歳出で3,742万8,000円をそれぞれ減額し、これにより各会計を合わせた予算総額を198億1,591万3,000円とするものであります。

まず、一般会計から御説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

1款市税3,312万8,000円の増額は、固定資産税において償却資産の増加による増額を見込んだことなどによるものであります。

9款地方交付税572万8,000円の増額は、国の補正予算により交付税総額が増加することを受けて調整額の復活を行い、普通交付税の額を追加交付されることになったことによるものであります。

13款国庫支出金1億3,427万7,000円の増額は、介護保険料国庫負担金2,024万4,000円の減額、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金655万円、地方創生加速化交付金5,226万6,000円、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業補助金1億2,262万1,000円、地域少子化対策重点推進交付金126万2,000円の追加などによるものであります。

14款県出資金1,931万5,000円の減額は、新たに防災危機管理室におけるエリアワンセグ受信端末購入費などの事業費、市民サービス課における防犯灯整備事業費に対して地域減災力強化推進補助金1,527万1,000円が認められたこと、事業費の確定による減額によるものであります。

16款寄附金9,060万6,000円の増額は、ふるさと寄附金として5,061人の方から、一般寄附金して1人の方から御寄附をいただいたものでありま

す。

20款市債4,340万円の増額は、事業費の確定による減額と過疎対策事業債ソフト分として5,510万円、日尻野線歩道舗装事業に1,280万円、情報セキュリティ強化対策事業に650万円の追加が認められたことなどによるものであります。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。このうち、まず、平成27年度国の補正予算（第1号）において創設されました地方創生加速化交付金及び地域少子化対策重点推進交付金に係る事業について御説明いたします。

地方創生加速化交付金事業につきましては、大きくは11事業、歳出総額で5,243万6,000円を計上しております。

総務費の定住移住促進事業では327万9,000円を計上しております。これは、地方における人口減少対策の一環として、移住・定住や空き家の利用をより一層促進するための取り組みであり、空き家をセルフリノベーションするための移住体験住宅整備業務委託、定住・移住パンフレット作成などに係る経費であります。

農林水産業費の一般振興事業では50万円を計上しております。これは、地域農作物の需要拡大を図るためのパンフレット作成に係る経費であります。

木材需要拡大事業では248万円を計上しております。これは、尾鷲ヒノキ材の建築材としてのさらなるブランド化と事業拡大を図るため、三重大学と連携し、尾鷲ヒノキ材の健康への影響を調査するための経費などであります。

チューブ苗導入推進事業では577万円を計上しております。これは、山林作業の平準化、山林作業員の就業数の増加を図るため、チューブ苗の年間を通じた植栽の可能性を調査するための経費などであります。

水産振興補助金では430万円を計上しております。これは、高級養殖魚として評価の高いマハタについて、オリジナル飼料などの開発、販路拡大、流通促進、尾鷲マハタのブランド力の強化、高付加価値化を図る取り組みに対する尾鷲市海面養殖振興協議会への補助金であります。

商工費の産業開発促進事業では1,372万7,000円を計上しております。これは、食の産業開発、特産品開発により、食によるまちづくりを推進するための経費、ラジオ番組を通じ、食のまち尾鷲を広くPRするための番組制作放送委

託に係る経費であります。

観光振興事業では580万円を計上しております。これは、東紀州2市3町が広域連携し、世界遺産、地域産業を活用した外国人誘客等を推進するための観光DMO推進事業として、東紀州地域振興公社への負担金であります。

教育費の社会教育一般事務費では195万5,000円を計上しております。これは、市内子育て支援団体を育成するための経費であり、NPO法人設立を目指すことにより、見守り子育てを推進するものであります。

図書館管理運営経費では849万1,000円を計上しております。これは、青空図書館、読み聞かせ講座、妊婦さんのための手づくり絵本教室を実施するための経費であり、本読み子育てを推進するものであります。

一般保護事業では159万4,000円を計上しております。これは、尾鷲の自然豊かな環境を活用し、尾鷲っ子自然サイエンス教室を実施するための経費であり、わんぱく子育てを推進することにより、尾鷲の自然豊かな環境をPRするものであります。

保存運営事業では454万円を計上しております。これは、尾鷲学構築モデルをつくっていくための経費であり、地域の子供たちに地域の歴史への興味、関心を持ってもらうことを通じ、わんぱく子育てを推進するものであります。

次に、地域少子化対策重点推進交付金事業につきましては、1事業126万2,000円を計上しております。これは民生費の社会福祉一般総務費で、結婚支援に係る講演会、婚活イベントを実施するための結婚支援事業委託に係る経費であります。

以上が補正予算に計上されております地方創生加速化交付金及び地域少子化対策重点推進交付金に係る事業であります。

続きまして、その他の補正内容につきましては、ほとんどの事業において事業費の確定による減額補正でありますので、主に増加したものについて御説明させていただきます。

4ページをごらんください。

各款共通の人件費は、一般職において人事院勧告、退職者の追加などによる1,434万5,000円の増額であります。

総務費の一般管理費、情報化推進事業では、平成29年7月から個人番号を活用した国と地方の情報連携が開始されることに伴い、個人情報流出した事案を踏まえ、国から個人番号関係事務とインターネットの分離など、各自治体に対し

抜本的なセキュリティ対策の見直しと強化が示されましたことによる庁内システム改修委託料8,276万1,000円の追加であります。

財産管理費では、今回の事業費の確定等による減額により1億6,301万4,000円を財政調整基金に、5,061人の方からいただいたふるさと寄附金9,050万7,000円をさきの平成27年第4回定例会で議決いただき設置いたしましたふるさと応援基金に積み立てるものであります。

防災費の防災対策費は、当初の見込みよりエリアワンセグ室内及び屋外アンテナの設置基数が増加していることによる工事請負費1,640万円の増額であります。

5ページをごらんください。

民生費の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業では、国の平成27年度補正予算（第1号）において、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援策として設けられたことによる事業費1億2,262万1,000円の追加であります。

児童措置費の保育所事業では、国の制度改正により保育料の軽減に対応するためのシステム改修業務委託料530万円の追加、人事院勧告による保育士等の人件費の増などによる保育所運営費を801万6,000円の増額であります。

7ページをごらんください。

土木の砂防費では、県単事業に対する急傾斜地崩壊対策事業地元負担金400万円の増額であります。

続きまして、繰越明許費補正について御説明いたします。

8ページをごらんください。

全て追加であります。

2款総務費、1項総務管理費の防災対策事業及び5款農林水産業費、2項林業費の県単林道整備事業以外の15事業につきまして、国の平成27年度補正予算（第1号）に関する事業であり、いずれも年度内での事業実施が困難であるため、繰越事業として実施するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。

4件ともプロポーザルにより限度額が下がったことによる変更であります。

続きまして、特別会計について御説明いたします。

9ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、4,744万4,000円を減額し、

歳入歳出予算総額を30億9,422万6,000円とするものであります。

歳入では、世帯数の減による国民健康保険税1,071万1,000円の減額、一般被保険者に係る療養給付費等の減などによる国庫支出金3,443万4,000円の減額が主なものであります。

歳出では、保険給付費4,742万9,000円の減額が主なものであります。

次に、10ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、1,490万を減額し、歳入歳出予算総額を5億8,117万円とするものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料1,294万3,000円の減額が主なものであります。

歳出では、保険料等負担金の減額などによる広域連合負担金1,494万1,000円の減額が主なものであります。

続きまして、企業会計について御説明いたします。

11ページをごらんください。

病院事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出における収入では、パディホスピタルシステム実施事業補助金等の増額による医業外収益506万4,000円の増額であります。

支出では、医業費用992万8,000円の減額は、給与条例改正等に伴う給与費105万2,000円の増額、電気使用量及び医療機器賃借料等の実績に伴う経費1,050万5,000円の減額が主なものであります。

医業外費用247万4,000円の増額は、修学資金免除分240万円の追加が主なものであります。

また、資本的収入及び支出における収入では、医療機器整備事業債等、企業債2,220万円の減額、投資返還金119万9,000円の増額、合計2,100万1,000円の減額であります。

支出では、建物附属購入費1,944万円の減額、器械備品購入費283万7,000円の減額、合計2,227万7,000円の減額であります。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。

12ページをごらんください。

追加は、医療ガス等購入費につきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。

また、変更2件につきましては、入札差金に伴い限度額を変更するものであり

ます。

続きまして13ページをごらんください。

水道事業会計の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、営業収益は給水収益を2,177万6,000円減額、無償給水に対する他会計負担金を22万円減額することにより2,199万6,000円の減額、営業外収益は定期預金利息の増額などにより2万8,000円の増額であります。

支出では、営業費用が人事院勧告に伴う人件費の増額、損害賠償請求事件に関して年度内に第1審の判決が確定しない見込みとなったことに伴う報償費の減額、額の確定による委託料の減額などにより1,041万8,000円の減額、営業外費用は企業債の支払い利息の減額、消費税納付額の増額により132万6,000円の増額であります。

資本的収入及び支出の収入では、消火栓等に要する経費に対する他会計負担金の増額、建設改良費の減額に伴う企業債の減額により638万円の減額であります。

支出では、上水道及び簡易水道に係る工事請負費などの建設改良費の減額により2,833万6,000円を減額するものであります。

以上をもちまして、議案第15号「平成28年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から議案第25号「平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第4号）の議決について」までの11議案の説明とさせていただきます。

議案書に戻りまして、65ページをごらんください。

議案第26号「尾鷲市過疎地域自立促進計画について」につきましては、現在の計画は平成22年第1回定例会で議決いただき、平成22年度から27年度の6カ年計画となっておりますが、国の過疎地域自立促進特別措置法が延長されたことを受け、本市の計画についても新たに28年度から32年度までの5カ年計画を策定したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、66ページの議案第27号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」から、70ページの議案第31号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管理者の指定について」までの5議案につきましては、公の施設管理の指定管理を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者と指定期間については、まず、議案第27号「尾鷲市コミュニティ

バスの指定管理者の指定について」では三重交通株式会社を、期間は平成29年3月31日までの1年間であります。

また、議案第28号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」及び議案第29号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」では社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会を、議案第30号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」では株式会社熊野古道おわせを、議案第31号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管理者の指定について」では尾鷲商工会議所をそれぞれ指定管理者とし、議案第28号から議案第31号の指定期間はいずれも平成31年3月31日までの3年間であります。

次に、71ページの議案第32号「紀北広域連合規約の変更に関する協議について」につきましては、本年3月31日をもって紀北町の地域自治区が廃止されることに伴い、同連合規約の一部を変更するための協議について、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、73ページの議案第33号「東紀州農業共済事務組合理規約の変更に関する協議について」につきましても、議案第32号と同様、紀北町の地域自治区が廃止されることに伴う同組合理規約の一部を変更するための協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第36、議案第34号「公平委員会委員の選任について」から日程第39、議案第37号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの4議案を一括議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（村田幸隆議員） ただいま議題となりました4議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、議案第34号「公平委員会委員の選任について」と、議案第35号から議案第37号までの「固定資産評価審査委員会委員の選任につ

いて」につきまして御説明いたします。

75ページをごらんください。

議案第34号「公平委員会委員の選任について」につきましては、公平委員会委員3人のうち、黒久恭氏の任期が本年3月31日に任期満了となりますが、引き続き委員として再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、77ページの議案第35号から81ページの議案第37号までの「固定資産評価審査委員会委員の選任について」につきましては、本市の固定資産評価委員会の委員は3人の委員で構成されており、その3人の委員の任期が本年3月31日に任期満了となりますが、現委員であります植松顯哉氏、北村綾子氏、丸林克彦氏を引き続き委員として再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております4議案につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第36、議案第34号「公平委員会委員の選任について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を願います。

(起立全員)

議長(村田幸隆議員) 起立全員。

起立全員であります。よって、議案第34号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第37、議案第35号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第35号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第38、議案第36号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第36号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第39、議案第37号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第37号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第40、諮問第1号及び日程第41、諮問第2号の「人権擁護委員候補者の推薦について」を一括議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(村田幸隆議員) ただいま議題となりました諮問につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) それでは、諮問第1号及び諮問第2号の「人権擁護委員候補者の推薦について」につきまして御説明いたします。

83ページをごらんください。

本市の人権擁護委員は7人の委員で構成されており、そのうち2人の委員の任期が本年6月30日に任期満了となりますが、現委員であります川上悦子氏を引き続き委員として再任し、新たに小川早知子氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(村田幸隆議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議題の諮問に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております諮問につきましては、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第40、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第41、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第2号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第42、報告第1号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告1号につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、報告第1号「専決処分事項の承認について」につきまして御説明いたします。

87ページをごらんください。

平成27年12月に決定された平成28年度与党税制改正大綱により、地方税分野の一部の手續における個人番号の利用取り扱いを見直す方針が示されました。これにより、地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことにより、尾鷲市市税条例においても一部を改正する必要が生じたもので、主な改正点は、市税等の減免申請時に納税義務者の個人番号の記載を必要とする部分を削除するものであります。

この報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告第1号に対する質疑に入ります。
ただいまのところ、質疑の通告はございません。
御質疑、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
ただいまのところ、討論の通告はございません。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第42、報告第1号「専決処分事項の承認について(尾鷲市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第1号は、承認をされました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、会期日程表のとおり、あす3月2日から3月6日までを休会といたし、
7日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

[散会 午後 0時16分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 村 田 幸 隆

署 名 議 員 田 中 勲

署 名 議 員 小 川 公 明